

広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、広島市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「広島市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 広島市総合事業は、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図ることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 広島市総合事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 次に掲げる訪問型サービスを提供する事業

(ア) 訪問介護サービス

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービス

(イ) 生活援助特化型訪問サービス

旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスであつて、生活援助（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）別紙に掲げる生活援助をいう。以下同じ。）のみを提供するもの

(ウ) 住民主体型生活支援訪問サービス

地域団体等により実施する生活援助等を提供するサービス

(エ) 短期集中予防支援訪問サービス

リハビリテーション専門職や管理栄養士等の専門職が居宅を訪問することにより提供されるサービスで、3か月から6か月までの短期間で行われるもの

イ 次に掲げる通所型サービスを提供する事業

(ア) 1日型デイサービス

平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介

護」という。)に相当するサービス

(イ) 短時間型デイサービス

旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準による所要時間2時間以上3時間未満の機能訓練を中心としたサービスで、原則3か月から12か月までの期間で行われるもの

(ウ) 短期集中運動型デイサービス

専門職により短期間集中的に運動器の機能向上プログラムを提供するサービスで、3か月の期間で行われるもの

(エ) 短期集中通所口腔ケアサービス

歯科医院において歯科医師又は歯科衛生士により短期間集中的に提供する口腔機能向上のためのサービスで、おおむね3か月の期間で行われるもの

ウ 介護予防ケアマネジメントを行う事業

地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 地域介護予防拠点整備促進事業

地域包括支援センターがコーディネーターとなり、高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進するとともに、その運営が継続するよう、必要な支援を行うもの

イ 地域高齢者交流サロン運営事業

地域団体が実施しているサロン活動など高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るもの

ウ 認知症カフェ運営事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、相互交流や専門職による相談・助言等を行うこと等により、地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりに資する活動拠点を運営するもの

エ 介護予防活動等普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するとともに、地域における活動の自主グループ化を支援すること等により、高齢者が要介護状態になることを予防するもの

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域介護予防拠点整備促進事業や介護予防ケアマネジメント等の実施に当たり、リハビリテーション専門職の専門的知見を生かした技術的助言を受けるなど、介護予防の取組の機能強化を図るもの

カ 高齢者いきいき活動ポイント事業

高齢者による地域のボランティア活動や介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づく支援を行い、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進するもの

(広島市総合事業の対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業の利用対象者は、次の各号いずれかに該当する被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

- (1) 居宅要支援被保険者（介護予防ケアマネジメントを行う事業にあつては、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援又は法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）
- (2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目（次条第1項において「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、同基準に定める様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）
- 2 前条第2号に掲げる事業（カに掲げる事業を除く。）の対象者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。
- 3 前条第2号カに掲げる事業の対象者は、毎年9月1日現在において、本市の区域内に住所を有し、かつ、満70歳以上である者とする。

（事業対象者要件の確認）

- 第6条 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、区健康長寿課（東区役所にあつては、福祉課）又は居住地を管轄する地域包括支援センター（以下「区健康長寿課等」という。）において、別に定める基本チェックリストを実施し、提出するものとする。
- 2 前項による提出があつたときは、区健康長寿課等は事業対象者であるか確認を行う。
 - 3 前項に規定する確認は、原則、本人との面接により行う。ただし、入院・歩行困難等の理由により面接が困難である場合には、電話又は家族等との面接により行うものとする。

（介護予防ケアマネジメントに係る届出）

- 第7条 介護予防ケアマネジメントを受けようとする居宅要支援被保険者等は、当該介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した介護予防ケアマネジメント依頼届出書（以下「依頼届出書」という。）に介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添付して、届出を行なわなければならない。
- 2 本市は、前項の規定による届出があつたときは、当該介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの名称を被保険者証に記載するものとする。
 - 3 本市は、事業対象者から第1項の規定による届出があつた場合は、前項の事項のほかに、事業対象者である旨を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

（広島市総合事業の実施方法）

- 第8条 第4条第1号ア（ア）及び（イ）並びにイ（ア）及び（イ）（以下「訪問・通所サービス」という。）を提供する事業（以下「訪問・通所事業」という。）については、居宅要支援被保険者等が、法第115条の45の3第1項に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る訪問・通所事業を行う事業所により行われる訪問・通所事業（以下「指定訪問・通所事業」という。）を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該指定訪問・通所事業に要した費用について第1号事業支給費を支給することにより実施する。ただし、当該第1号事業支給費については、同条第3項の規定に基づき、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。
- 2 指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関する必要事項は、別に定める。

- 3 指定訪問・通所事業に要する費用の額の算定に関する基準は、別に定める。
- 4 第4条第1号ア（エ）並びにイ（ウ）及び（エ）並びにウ並びに第2号ア及びオを提供する事業については、その全部又は一部を法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者に委託して実施する。
- 5 第4条第1号ア（ウ）並びに第2号に掲げるア、イ及びウを提供する事業については、市長が同サービスの実施団体として適当と認める者に対して、その活動に要する費用を補助することにより実施する。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、第4条第1号ア（イ）及び（ウ）を提供する事業については、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者に委託して実施することができる。
- 7 第4項から前項までに掲げる事業の実施に関する必要事項は、別に定める。

（指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の額）

第9条 前条第1項の第1号事業支給費の額は、前条第3項に基づき算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額の100分の90に相当する額とする。

（指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の審査及び支払）

第10条 本市は、指定訪問・通所事業に係る法第115条の45の3第5項に規定する審査及び支払いに関する事務は、同条第6項の規定により広島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（指定訪問・通所事業に係る第1号事業支給費の支給限度額）

第11条 居宅要支援被保険者が介護予防サービス等区分（省令第85条の5に規定する介護予防サービス等区分をいう。以下同じ。）ごとに月を単位として省令第86条で定める期間において受けた1の介護予防サービス等区分に係る介護予防サービスにつき支給する法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の額の総額及び法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の額の総額並びに地域密着型介護予防サービスにつき支給する法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額並びに1の訪問・通所事業につき支給する第1号事業支給費の額の総額の合計額は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。）を基礎として、省令第87条で定めるところにより算定した額の100分の90とする。

- 2 事業対象者が訪問・通所事業ごとに月を単位として依頼届出書を提出し介護保険被保険者証へ事業対象者の記載を受けた日以降の日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの1月間において利用した1の訪問・通所事業につき支給する第1号事業支給費の額の総額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数を基礎として、算定した額の100分の90とする。
- 3 第1項に規定する合計額及び前項に規定する総額を算定するに当たっては、当該合計額又は総額から市長が別に定めるところにより算定した費用の額の合計額を控除するものとする。

(一定以上の所得を有する要支援者等に係る第1号事業支給費の額)

第12条 第1号被保険者であって指定訪問・通所事業の訪問・通所サービス（以下「指定訪問・通所サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が160万円以上であり、かつ指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第313号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。また、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、340万円）未満である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

2 第1号被保険者であって指定訪問・通所事業の訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額が220万円以上であり、かつ指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、340万円）以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第313号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、280万円）に満たない場合
- (2) 指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者が当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年度（当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合
- (3) 指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者が当該指定訪問・通所サービスのあった日において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項 に規定する被保護者をいう。）である場合

(第1号事業支給費の額の特例)

第13条 災害その他の特別の事情があることにより、訪問・通所事業に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第9条並びに第11条第1項及び第2項に定める規定を適用する場合（前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

2 災害その他の特別の事情があることにより、訪問・通所事業に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第9条並びに第11条第1項及び第2項に定める規定を適用する場合（前条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、これらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とし、「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

3 前2項に定める第1号事業支給費の額の特例に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（高額介護予防サービス費相当事業等）

第14条 本市は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する第1号事業支給費を支給する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する第1号事業支給費を支給する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施する。

2 前項の事業を実施する場合における第9条の規定の適用については、同条中「100分の90」とあるのは、「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とする。

3 高額介護予防サービス費相当事業又は高額医療合算介護予防サービス費相当事業において支給する第1号事業支給費については、法に規定する高額介護予防サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の例による。

4 第1号被保険者であって指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額が160万円以上であり、かつ指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、340万円）未満である居宅要支援被保険者等に支給する第1項に規定する事業に係る第1号事業支給費について第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90から」とあるのは、「100分の80から」とする。

5 第1号被保険者であって指定訪問・通所事業の訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額が220万円以上であり、かつ指定訪問・通所サービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該指定訪問・通所サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあつては、340万円）以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1項に規定する事業に係る第1号事業支給費について第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90から」とあるのは、「100分の70から」とする。

6 前2項の規定は、第12条第3項に掲げる場合には適用しない。

(指導及び監査)

第15条 市長は、広島市総合事業の適切かつ有効な実施のため、広島市総合事業を実施する者に対し、必要に応じて、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広島市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において本市が実施していた「広島市高齢者転倒予防事業」及び「広島市高齢者通所口腔ケア事業」（以下「転倒予防事業等」という。）の利用者のうち、地域包括支援センターが作成した介護予防支援計画の期間が満了していないものが、計画期間満了までの間、転倒予防事業等に相当する広島市総合事業のサービスを引き続き利用することを希望する場合にあっては、第6条第1項に規定する「基本チェックリスト」の提出等、対象者要件の確認手続きを省略することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。